

「令和7年度林業死亡災害撲滅運動」実施要綱

北海道労働局労働基準部
北海道森林管理局森林整備部
北海道水産林務部

道内の林業現場においては、令和6年11月から令和7年3月末までのわずか5か月の間に、8人もの尊い命が労働災害によって失われている異常事態となっています。死亡労働災害といった重篤な災害は、決して発生させてはならないものですが、これらの死亡労働災害の原因をみると、いずれも立木の伐倒作業における基本的な安全対策を講じていれば発生しなかったと思われる災害であり、安全な作業方法が徹底されず、起こるべくして起きた災害であるといえます。

また令和7年4月以降も休業労働災害の増加に歯止めがかからない状況であり、令和7年6月末現在の死傷災害発生件数は36件と、前年同期比8件増、直近5年間では令和4年に次ぐ発生件数の多さとなっており、現場における安全管理の徹底が急務です。

直近10年間において、道内において立木に関連して発生した災害の傾向を分析しますと、伐木作業が本格化する時期である10月から翌年4月にかけて災害が多発しています。したがって、林業現場における重大な災害を防止するために、伐木作業が本格化する前に現場における安全な作業手順についての周知を行うこと、そして現場において安全な作業手順が定着しているかを確認することが有効であると考えられます。

以上のことから、「令和7年度林業死亡災害撲滅運動」を展開し、下記の内容について取組を行います。

1 運動期間

安全衛生教育強化期間	令和7年 9月1日～令和7年 9月30日
現場安全管理強化期間	令和7年10月1日～令和7年11月30日

2 主唱者(順不同)

北海道労働局労働基準部
北海道森林管理局森林整備部
北海道水産林務部

3 協賛者(順不同)

林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部
北海道森林組合連合会
北海道森林整備事業連合協議会
北海道素材生産業協同組合連合会
北海道森づくり推進協議会
一般社団法人北海道造林協会
栄林会
北海道木材産業協同組合連合会

4 実施者

林業関係各事業場

5 主唱者の実施事項

- (1) 「林業死亡災害撲滅運動」リーフレットの配布による周知・広報を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全衛生教育の充実を図るための支援を行う。
- (4) 現場安全パトロールを実施する。

6 協賛者の実施事項

- (1) 「林業死亡災害撲滅運動」リーフレットの配布による周知・広報を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

7 実施者(林業関係各事業場)の実施事項

(1) 安全衛生教育強化期間における実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では次の事項を実施する。

- ア 安全大会等を実施し、経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚を図る。
- イ 現場作業員全員に対し、安全衛生教育を実施する。特に、伐木作業及び車両系木材伐出機械の運転等に係る労働安全衛生規則、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に記載されている事項について遵守を徹底する。
- ウ 作成された作業計画の内容に沿って作業を行うことについて周知徹底する。なお、作業計画とは、「チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画」や車両系木材伐出機械や車両系建設機械等の作業計画を指す。

(2) 現場安全管理強化期間における実施事項

上記(1)の事項を含めた現場の安全管理状況を確認するため、次の事項を実施する。

- ア 経営トップや事業場の安全衛生責任者による安全パトロールを実施し、現場の安全管理状況の総点検を実施する。
- イ 安全旗の掲揚、標語の掲示その他現場に掲示すべき書類関係についての掲示状況を確認する。
- ウ 現場責任者による現場巡視を実施し、上記(1)イ、ウに記載された事項について、作業員が遵守していることを確認する。また、現場巡視により不安全な状況が認められた作業員に対しては必要な指導を行う。